

船舶職員及び小型船舶操縦者法関係手続きの郵送申請等について

船舶職員及び小型船舶操縦者法関係手続きについては、地方運輸局等の窓口のほか、郵送又はメールで行うことができる。

郵送申請（電子申請）が可能な申請等

《 郵送申請等が可能な申請 》

【1】 海技士免許

- (1) 新規登録申請
- (2) 履歴限定解除申請
- (3) 能力限定解除申請
- (4) 更新申請
- (5) 訂正申請
- (6) 失効再交付申請
- (7) 試験申請

現有免許証を紛失している場合にあつては、郵送申請等はできません
ただし、試験申請については要相談

【2】 小型船舶操縦者免許

- (1) 新規登録申請
- (2) 更新申請
- (3) 設備限定解除(変更)申請
- (4) 更新申請
- (5) 訂正申請
- (6) 失効再交付申請

現有免許証を紛失している場合にあつては、郵送申請等はできません

【3】 講習等関係申請

- (1) 海技免許講習の登録等登録海技免許講習に係る各種申請（法第 17 条）
- (2) 海技免状更新講習の登録等登録海技免状更新講習に係る各種申請(法第 17 条の 16)
- (3) 船舶職員養成施設の登録等登録船舶職員養成施設に係る各種申請(法第 17 条の 18)
- (4) 小型船舶教習所の登録等登録小型船舶教習所に係る各種申請(法第 23 条の 25)
- (5) 操縦免許証更新講習の登録等登録操縦免許証更新講習に係る各種申請(法第 23 条の 29)
- (6) 電子通信移行講習の登録等登録電子通信移行講習に係る各種申請(船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第 6 条において準用する法第 17 条)
- (7) 電子海図情報表示装置講習の登録等登録海図情報表示装置講習に係る各種申請(則第 4 条の 5)
- (8) 海技免状失効再交付講習の登録等登録海技免状失効再交付講習に係る各種申請(則第 9 条の 7 の 2)
- (9) 特定漁船講習の登録等登録特定漁船講習に係る各種申請(則第 70 条の 3)
- (10) 操縦免許証失効再交付講習の登録等登録操縦免許証失効再交付講習に係る各種申請(則第 84 条の 2)

【4】 欠員の届出(則第 62 条第 1 項)

【5】 乗組み基準の特例(則第 64 条第 1 項) 俗称「20 条特例」

【6】 締約国の資格証明を受有する者の特例(則第 65 条の 2)

《 申請窓口 》

1. 免状等関係申請については、本人の戸籍や居住地等を問わず、全国の地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む）及び別表（添付省略）に掲げる運輸支局又は海事事務所

北海道運輸局の窓口（電話番号、住所、申請先メールアドレス）

◎ 北海道運輸局(本局)	011-290-2772	hkt-hokkaido-kaigi@ki.mlit.go.jp
〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1 9 丁目 8 番 札幌第 4 合同庁舎東館 6 階		
○ 函館運輸支局	0138-49-9903	hkt-hakodate-kaigi@ki.mlit.go.jp
〒041-0824 函館市西桔梗町 5 5 5 番 2 4		
▲ 室蘭運輸支局 入江町庁舎	0143-23-5001	hkt-muroirie-kaigi@ki.mlit.go.jp
〒051-0023 室蘭市入江町 1 番地 室蘭地方合同庁舎 5 階		
▲ 室蘭運輸支局 苫小牧海事事務所	0144-32-5901	hkt-tomakomai-kaigi@ki.mlit.go.jp
〒053-0004 苫小牧市港町 1 丁目 6 番 1 5 号 苫小牧港湾合同庁舎 2 階		
○ 釧路運輸支局	0154-51-0057	hkt-kushiro-kaigi@ki.mlit.go.jp
〒084-0906 釧路市鳥取大通 6 丁目 2 番 1 3 号		
○ 旭川運輸支局 稚内庁舎	0162-23-5047	hkt-wakkanai-kaigi@ki.mlit.go.jp
〒097-0023 稚内市開運 2 丁目 2 番 1 号 稚内港湾合同庁舎 2 階		

注意：申請の種類によって窓口が変わりますので確認してください

- ◎ 「郵送申請等が可能な申請」の【1】 【2】 【3】 【4】 【5】 【6】 .
- 「郵送申請等が可能な申請」の【1】 【2】 【3】 【4】 【5】
- ▲ 「郵送申請等が可能な申請」の【4】 【5】

2. 講習等関係申請については、申請者の住所地を管轄する地方運輸局
3. 欠員届関係申請については、船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局(管轄運輸支局)（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局）
4. 特例関係申請については、船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局(管轄運輸支局)（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局）

5. 承認関係申請については、次の各号に掲げる区分に応じて行うものとする。
- 一. 規則第六十五条の三第一項第一号の規定により承認を受けようとする場合は、同号の承認試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該試験を受ける地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局）
 - 二. 規則第六十五条の三第一項第二号及び第三号の規定により承認を受けようとする場合は、承認申請者の住所地を管轄する地方運輸局（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局）

《 申請の方法 》（様式のリンクは[こちら](#)）

1. 郵送等の場合

海技免状等の重要書類等取り扱うこととなることから、簡易書留等の郵便の引受け、配達記録が確認できる郵送が望ましい

2. 電子的方式による申請を行う場合

本省ホームページの「メール本文の記載事項」（リンクは[こちら](#)）に従い必要事項を入力し、メール（アドレス一覧）により送付し、原本を提出する必要がある添付書類等は郵送により提出する。

《 返送の方法 》

郵送による免状等の交付を申請者が希望する場合は、簡易書留等の郵便の引受け、配達記録が確認できる郵送等の方法等により返送する。（申請者は、返信用の封筒、切手等を用意）

《 海事代理士による郵送申請 》

海事代理士による郵送申請は、免許申請、試験申請、欠員届出書、第20条特例許可に限る。

《 その他の郵送申請等に係る必要な事項 》

1. 申請者本人に対し確認すべき事由が生じることがあるため、「申請者本人の連絡先(電話番号)」を申請書の欄外余白部又はメール署名欄等に記入する。
2. 郵送による海技免状等の交付及び許可書等の郵送を希望する場合は、返送に必要な封筒及び郵送料（切手）を提出する。
3. 電子申請時の添付書類の郵送にあたって、「いつ申請書をメールにて送付したか」わかるようにメモを添付する。

《 提出書類等の返却 》

提出書類等を返却する必要がある場合は、当該申請者に連絡し、必要に応じて返却の事由を伝え、返却方法（返送又は窓口等による受渡し）について確認するとともに、返送する場合で返送に要する費用が不足する場合にあっては、不足する料金分の切手を郵送するよう依頼する。

《 受付・補正 》

1. 受理日は、郵送申請等に係る申請書類等が到達した日とする。
2. 海技免状等の有効期間の満了日を超過して申請書類等が到達した場合にあっては、消印の押印された日又はメール受信日を受け付けた日とみなし、受付日とする。
3. 必要な提出書類等の全てが提出されていないこと又は当該書類の記載事項に不備があること等が確認さ

れた場合は、当該補正手続きを講じた日を開始日とし、その日から起算して三ヶ月を経過した日までを補正期間とする。

4. 海技免状等の有効期間の更新申請については、当該免状等の有効期間満了日から起算して三ヶ月を経過した日までを補正期間とする。また、当該期間中に申請に係る免状等が有効期間の満了日を経過した場合の当該免状等の取扱いは、当該期間中に限り失効再交付の対象とはならないものとする。
5. 地方運輸局等においては、手数料、郵便料金等所定の金額を満たしていない等の申請について、当該申請者が負担すべき金銭等を立て替えることはできない。
6. 補正期間の終了日を超えてなお補正が完了しない場合は、当該提出書類等を返却する。
7. 審査の結果、適正と認められない場合は、当該申請書類等を返却する。